

改正医療法の施行に合わせた協定の締結

1 医療法の改正

● 国の考え方

- これまで、災害時の医療チームとして、国（厚労省）においてDMAT等の養成・登録を実施。都道府県知事から管内の医療機関に対する派遣要請に基づき、派遣されて活動
- 新型コロナ対応では、災害時の経験を活かして、感染症の専門家と連携しクラスターが発生した医療機関等での感染制御・業務継続の支援や道府県庁におけるコロナ患者の入院・搬送先の調整等を実施

災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時の医療を確保するため、国が養成・登録し、都道府県知事の求めに応じて派遣される医療チームの仕組みを医療法に位置づけ

● 都道府県に求められる対応

- 医療機関との間で事前に医療チームの派遣協定を締結することとし、協定の履行担保措置を規定
- 改正医療法の施行予定日、令和6年4月1日

○医療法根拠の協定締結対象

(1) 日本DMAT

日本DMAT活動要領に基づく活動が想定（対象は災害拠点病院）

(2) 災害支援ナース

日本及び都道府県看護協会が養成していた災害対応看護師。令和6年度から厚労省が所管する新制度へ移行し、災害支援ナース活動要領に基づく活動が想定（対象は受講者が所属する施設。原則、受講者がいる災害拠点病院及び災害拠点連携病院）

○都独自の協定締結対象

(3) 東京DMAT

東京DMAT運営要綱等に基づく活動が想定。災害医療チーム間で同様の規定整備を行うため協定締結対象とする。（対象は東京DMAT指定病院）

※福祉局障害者施策推進部精神保健医療課で別途対応する協定締結対象（医療法根拠）
DPAT（東京DPAT登録医療機関が対象）

3

協定の主なポイント

1 全体事項

- 協定の締結により活動内容等の変更はない。
- 医療法の適用対象の医療チームを想定し、厚労省が協定のひな形を提示
- ひな形を基に、各都道府県が内容を精査し、各医療機関と協定締結を行うとされている。

2 身分

- 所属医療機関の雇用関係を維持したまま派遣される旨規定（派遣時の身分の明確化）

3 損害補償

- 派遣された医療従事者が、派遣業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、都がその損害を補償する旨規定
- 派遣時の医療活動等で生じた事故等における損害を補償するため、都の負担で傷害保険に加入させる旨規定（東京DMA Tは従前のとおり。日本DMA T等は新たに対応）。
- ※保険の適用は、傷害保険のみ（死亡1億円、入院（日額）1.5万円、通院（日額1万円）、派遣時の事故等に伴う賠償責任補償1億円）
- ※医療チームの活動に起因するかの特定が困難であることなどから、感染症や精神疾患の罹患は保険対象外（上記の損害補償の対象）

4 正当な理由なく協定に基づく措置を講じていない場合の措置

- 医療法に「正当な理由」なく、派遣に応じない場合の措置（勧告・指示等）や従わない旨の公表が既定されたことから、協定にも同様の条項を規定
- ただし、国は、「正当な理由」として、所在する地域の被害等により派遣人員を確保できない場合や自院の診療体制の維持が優先される場合を明示
- ※ 東京DMA Tの協定については医療法の適用がないため、改善措置等の指定病院における出場体制確保の責任を明確化

東京DMAT・日本DMATの協定に関するまとめ

		東京DMAT	日本DMAT
対象		東京DMAT指定病院 26病院（R6.2時点）	災害拠点病院 83病院（R6.2時点）
活動に関する規定		都：災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）運営要綱 都内大規模地震災害等発生時活動要領 都外派遣活動要領、対策本部等支援活動要領 NBC災害発生時活動要領	都：－ ※ 災害時医療救護活動ガイドラインで活動を明示 国：日本DMAT活動要領
主な活動内容		1 被災現場等における救命処置等の現場活動 2 医療対策拠点での災害医療CO支援活動 3 都が設置する対策本部（新興感染症入院調整本部含む）等の支援活動 4 医療機関に対する支援活動 ※ <u>緊急消防援助隊東京都隊と合わせて他県派遣となる場合を除き、都内で活動する。</u>	1 本部活動支援（局災対策本部内日本DMAT調整本部） 2 本部活動支援（医療対策拠点内日本DMAT活動拠点本部） 3 病院支援、地域医療搬送等 ※ 感染症対応としての介護施設等の感染制御支援等を含む。 ※ <u>都内では、主に他県から参集した日本DMATが上記の活動に従事。都内施設所属の日本DMATが他県に派遣された場合は、他県の定める活動に従事</u>
主な指揮系統		1 東京消防庁の指揮下 2 地域災害医療COの指揮下 3 保健医療局及び都災害医療COの指揮下 4 派遣先病院管理者の指揮下	1 保健医療局の指揮及び都災害医療COの調整下 2 地域災害医療COの指揮下 3 派遣先病院管理者の指揮下 等 ※ <u>他県派遣時は、他県の定める者の指揮下で従事</u>
費用負担	平時	都が以下の補助金等を支出し、病院で資器材等を整備 ・東京DMAT運営協力金 ・現場携行用資器材整備事業補助金 等	平時の活動の想定なし
	災害救助法適用時	要した費用を都が病院に対して求償	要した費用を都が病院に対して求償
協定のポイント		・災害医療チーム間で同様の規定整備 ・隊員への研修等への講師（インスト）派遣の明確化 ・指定病院における出場体制確保の責任を明確化	・活動根拠の明確化（全国での相互派遣、身分、補償、保険等） ・都内活動時の指揮系統の明確化（都の指揮や災害医療COの調整下等）

● 令和6年2月 説明会の案内・資料の送付

● 令和6年3月1日（都→病院）

各医療チームの協定に関する説明会の実施

↓
各病院の院内・本部等での調整

○一律の制度であるため、対象医療チームごとに全病院同一内容の協定とする

● 3月末に向けて協定締結事務の実施